

平成 29 年 7 月 10 日

<各位>

ナノキャリア株式会社
代表取締役社長 中 富 一 郎
(4 5 7 1 東 証 マ ザ ー ズ)
問合せ先 CFO兼社長室長 松山 哲人
電 話 番 号 0 3 - 3 2 4 1 - 0 5 5 3

核酸デリバリー技術に関する物質特許 日本における特許査定のお知らせ

当社の次世代型プラットフォーム技術である核酸医薬のデリバリーに適用可能なキャリアに関する物質特許出願について、日本国特許庁から特許査定^{*1}を受けましたのでお知らせします。これにより、3つの核酸デリバリーシステム「NanoFect[®]」シリーズ^{*2}について、国内における権利を確保できることになりました。

【発明の名称】 核酸デリバリー用ユニット構造型医薬組成物
【出願番号】 特願2014-512733
【特許権者】 ナノキャリア株式会社、国立大学法人東京大学

当社は、本特許査定を受けた核酸デリバリー技術を含め、核酸医薬品の課題を克服するシステムとして、体内では壊れやすい核酸を標的細胞に確実に届けることができる優れた3つのキャリアシステム「NanoFect[®]」を確立しております。このたび特許査定を受けたデリバリー技術は、アキュルナ株式会社に用途を限定した実施権を許諾しているシステムです。

当社においては、別のNanoFect[®]システムを用いた研究を行っており、中外製薬とはActive型NanoFect[®]として革新的な核酸医薬品開発に向けた共同研究も実施しております。今後もNanoFect[®]技術を基に、低分子医薬品のみならず、高分子医薬品の開発も推進して参ります。

尚、本件による平成 30 年 3 月期の業績への直接的な影響はないと考えておりますが、新しい医薬品の可能性を追求する共同研究など積極的な活動を推進し、見通しに変化が生じた場合には速やかに開示いたします。

=====

* 1 特許査定：

特許庁の審査によって「特許権を与える価値がある出願発明である」と判断された場合に示される評価。特許査定後に特許料を支払うことによって、特許権が発生します。

* 2 NanoFect[®]：

核酸デリバリーに適した3つのシステムについては下記リリースをご参照ください。
2013年6月19日 核酸デリバリー用ミセル化ナノ粒子のプロトタイプ確立のお知らせ
<http://pdf.irpocket.com/C4571/qnwX/c1Pk/P16U.pdf>

以上